

汚水処理施設共同整備事業
基本契約書（案）

令和 5 年 11 月

能 勢 町

汚水処理施設共同整備事業（以下、「本事業」という。）に関して能勢町（以下、「発注者」という。）と【民間事業者又は参加グループ（「代表企業」兼「構成員」である○、「構成員」である○及び○、並びに「協力企業」である○及び○をいう。）】（以下「受注者」という。）は、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約を締結する。

前文

発注者は、民間事業者のノウハウを活用して実施することにより、能勢町し尿処理施設に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水施設汚泥を含む。）並びに能勢浄化センターへ流入する下水を長期にわたり、安全かつ安定的に適正処理を行うとともに、その処理を効率的かつ効果的に実施し、質の高い公共サービスの提供、財政支出の削減及び平準化をするために、本事業を公設民営化方式（DBO方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営））により実施することとした。

発注者は、公募資料等に従い、受注者から提出された提案書その他の関連書類を審査した汚水処理施設共同整備事業受託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）においてプロポーザル方式による事業者選定の結果を踏まえ、受注者を受託候補者及び契約者として決定した。

本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る当事者間の基本的事項について合意するために、この基本契約（以下、「本基本契約」という。）を締結する。

なお、①本基本契約は、同日付で締結される、②発注者と整備工事事業者との間の工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）及び③発注者と運営管理事業者との間で締結される運営管理業務委託契約（以下「運営管理業務委託契約」という。）と不可分一体なものとして、事業契約を締結することを確認する。

また、本基本契約は仮契約とし、発注者が工事請負契約について能勢町議会の議決を経たときに本契約として成立するものとする。

ただし、受注者が本基本契約の締結の日から本基本契約が本契約となる時までに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者、令和5・6年度能勢町入札参加資格登録名簿に掲載されていない者、会社更生法（昭和27年法律第172号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者（競争入札参加資格再認定又は再生計画の認可決定を受けた者を除く。）、不渡手形又は不渡小切手を発行し銀行当座取引停止を受ける等、経営状況が著しく不健全である者、国、大阪府から指名停止措置を受けている者、その他建設業法等の法令、規則等に違反している者で発注者が本基本契約を本契約として成立させないこととした場合には、本基本契約は終了し、本契約として成立しないものとする。この場合において、発注者に損害を生じた場合においては、受注者がこれを賠償するものとし、受注者に損害が生じた場合においては、受注者は、発注者に損害賠償を請求することができないものとする。

(目的)

第1条 本基本契約は、発注者と受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 発注者及び受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本事業の概要は、別紙1第1項記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙1第2項記載の日程(以下、「事業日程」という。)のとおりとする。

3 本事業において整備工事及び運営管理する能勢町し尿処理施設及び浄化センター(以下、「本施設」という。)の概要は、別紙1第3項のとおりとする。

(要求水準書等の優先順位)

第4条 本基本契約、工事請負契約及び運営管理業務委託契約、質問回答書、要求水準書、提案書の間に齟齬がある場合、本基本契約、工事請負契約及び運営管理業務委託契約、質問回答書、要求水準書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者と受注者が協議の上、提案書の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については提案書が要求水準書に優先するものとする。

2 受注者が本事業の要求水準書に基づき提出した提案書に記載された内容は、受注者に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

3 受注者は、発注者と委員会が受注者の提案書に対して示した要望、指摘等を実現するよう努めるものとする。

(役割分担)

第5条 本事業の実施において、受注者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定める役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

2 能勢町し尿処理施設の改造工事に関する一切の業務(以下、「整備工事業務」という。)は、整備工事業業者がこれを請け負う。

3 本施設の運営(運転、維持管理、補修、更新等を含む。)に関する一切の業務(以下、「運営管理委託業務」という。)は、運営管理事業者がこれを受託する。

(整備工事共同企業体の組成)

第6条 整備工事業業者は、整備工事業務を請け負うに当たり、複数の企業により構成される場合、公募資料等に定める要件に従い、整備工事共同企業体(以下、「整備工事共同企業体」という)を組成することができる。

2 整備工事業業者は、前項の定めるところに従い整備工事共同企業体を組成した場合には、整備工事共同企業体の組成及び運営に関し、整備工事共同企業体協定書を締結の上、その原本証明付写しを発注者に提出するものとする。

3 整備工事業業者は、前項に規定する整備工事共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の整備工事共同企業体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を併せて発注者に提出するものとする。

(事業契約)

第7条 本基本契約で規定する契約金額はそれぞれ次の各号に示す通りとする。

(1) 工事請負契約 金●●●円(消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額(以下、「消費税額等」という。))を含む。)

(2) 運営管理業務委託契約 金●●●円(消費税額等を含む。)

2 当事者は、前項各号に掲げる各契約の契約金額が、当該各契約の条項に従い変更されることがあることを予め了承する。

3 発注者と整備工事業業者とは、整備工事業務に関し、工事請負契約を本基本契約の締結日付けで締結する。

4 発注者と運営管理事業者とは、運営管理業務に関し、運営管理業務委託契約を本基本契約の締結日付けで締結する。

5 発注者は、本事業に関し、受注者を構成する各当事者の全部若しくは一部が公募資料等において定められた参加資格を欠くこととなった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に

書面により通知することにより、事業契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令が確定したとき。（独占禁止法第 77 条の規定により、この処分の取消しの訴えが提訴されたときを除く。）
- (2) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った処分に対し、独占禁止法第 77 条の規定により処分取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。
- (4) 他の事業契約が受注者のうち当該事業契約の当事者となる者の責めに帰すべき事由により解除されたとき。

6 発注者は、受注者を構成する各当事者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合、受注者に書面により通知することにより、事業契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約又は下請契約その他本件事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を再委託契約又は下請契約その他本件事業に関連する契約の相手方としていた場合（第 6 号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

（整備工事業務）

第 8 条 整備工事業業者は、整備工事業務を、工事請負契約、質問回答書、要求水準書及び提案書に基づき実施するものとする。

2 整備工事業業者は、工事請負契約の本契約としての成立後、速やかにその業務に着手し、令和 8 年（2026 年）2 月末までに工事を完工させ、発注者に引き渡す。

（運営管理委託業務）

第 9 条 運営管理事業者は、運営管理業務を、運営管理業務委託契約、質問回答書、要求水準書及び提案書に基づき実施するものとする。

2 運営管理事業者は、運営管理業務委託契約の本契約としての成立後、運営管理委託期間の開始日までに運営準備を実施し、運営管理委託期間における運営管理業務を実施する。

3 運営管理事業者は、運営管理業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を、自らの責任で確保しなければならない。

（再委託等）

第 10 条 工事請負契約又は運営管理業務委託契約に基づき、受託し、又は請け負った業務に関し、整備工事業業者又は運営管理事業者は、合理的に必要と認められる部分につき、工事請負契約又は運営管理業務委託契約の定めるところに従って第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

（故障、事故等の発生時の対応）

第 11 条 運営管理事業者は、運営管理委託期間中において、本施設につき事故、故障等の異常事態

が発生した場合、運営管理業務委託契約書第 36 条の規定に従い、本施設の運転を停止し、又は監視を強化し、その他異常事態に至った原因の究明及びその責任の所在の分析等を行う。

- 2 受注者を構成する各当事者は、運営管理事業者が発注者に対して速やかに次項に定める異常事態に関する報告又は協議の申し入れを行うことを可能とするために、協議を行うものとする。受注者を構成する各当事者は、当該協議の結果に基づき、運営事業者の行う原因の究明及び責任の所在の分析等に協力しなければならない。
- 3 運営事業者は、合理的な理由のない限り、第 1 項に定める異常事態の発生後速やかに、発注者に対して、当該異常事態に関する報告又は協議の申し入れを行わなければならない。ただし、緊急を要する事態については、即時に報告しなければならない。
- 4 前項に定める報告又は協議の申し入れを、運営事業者が速やかに行わなかった場合の不履行は、当該異常事態の発生に係る責任の所在の如何にかかわらず、運営事業者の債務不履行を構成するものとする。

(本施設の維持管理、保守、更新に係る協力)

第 12 条 建設事業者は、本施設の維持管理、保守、更新について、本施設に係る部品の供給（事業期間中における部品の確保を含む。）、本施設の補修の支援等、運営事業者に対して適切な協力を行うものとする。

(受注者を構成する各当事者間の調整)

第 13 条 受注者を構成する各当事者間において、本事業に係る業務の役割分担等に問題が生じた場合は、発注者は、代表企業による受注者を構成する各当事者間の調整に協力しなければならない。

- 2 受注者を構成するいずれか又は複数の当事者の責めに帰すべき事由によって、受注者を構成する他の当事者に損害が発生した場合は、相互で解決するものとし、損害を被った当事者は、発注者に対して損害の賠償を求めることはできない。

(運営管理事業者の損害賠償義務等の履行の保証)

第 14 条 構成員は、運営管理業務委託契約に基づく運営管理事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を、連帯して保証するものとする。

- 2 前項に規定する保証の額の上限は、保証債務の履行請求のあった日を基準日とする残期間に係る運営管理業務委託料の総額の 10 分の 1 又は運営管理業務委託料（保証債務の履行請求のあった日が属する事業年度の翌事業年度に予定する運営管理業務委託料）のいずれか大きい額とする。
- 3 構成員は、運営管理業務委託契約書第 50 条第 5 項の規定に基づき運営管理事業者が本施設の改修等を行う必要がある場合で、同項に規定する期間内において運営管理事業者が既に解散しているときは、運営管理事業者に代わり、自己の費用により、連帯して同項に規定する本施設の改修等を行う。

(本施設における電気事業法上の責任等)

第 15 条 発注者及び受注者は、本施設において受注者が電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。）に定められた法令上の責任を負うとともに、当該責任を果たすための権限を有することを確認する。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関し、次の各号に掲げる事項を、本事業の実施において遵守することを確認する。
 - (1) 受注者は、発注者から委託を受けた本施設の自家用電気工作物（電気事業法第 38 条第 4 項に定義される自家用電気工作物。）について、電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たすものとする。
 - (2) 自家用電気工作物を設置する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気事業法第 43 条第 1 項の規定に従って選任された主任技術者の意見を尊重する。
 - (3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任された者がその保安のためにする指示に従う。
 - (4) 主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に履行する。

(整備工事共同企業体の解散時に対する措置)

第 16 条 整備工事事業者が整備工事共同企業体である場合において整備工事共同企業体が解散した場合も、整備工事共同企業体の構成企業は、連帯して本基本契約において整備工事事業者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 17 条 発注者と受注者は本基本契約上の権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、他の当事者の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して事業契約上の権利につき譲渡その他の処分をしたときは、直ちに事業契約を解除することができる。
- 3 受注者が事業契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の事業契約債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、事業契約債権の譲渡により得た資金を本建設工事請負契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、受注者のいずれかの債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

(契約の不調)

第19条 事由の如何を問わず、事業契約のうちのいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、本基本契約に別段の定めがない限り、発注者及び受注者のうち当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により、事業契約のうちのいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、受注者は、発注者に対して、本事業の入札価格にこれに係る消費税及び地方消費税の額を加算した額の10分の1に相当する金額の違約金を支払う義務を連帯して負担するものとする。
- 3 前項の違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、事業契約のうちいずれかの本契約不成立により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(有効期間)

第20条 本基本契約の有効期間は、仮契約としての締結日（本契約としては、本事業に係る建設工事請負契約の本契約としての成立日）から事業期間の満了日（令和22年（2040年）3月31日）を終期とする期間とする。当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。ただし、発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対し、書面で通知することにより、本基本契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 受注者が本基本契約に基づく義務を履行しない場合に、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に是正されない場合。
- (2) 工事請負契約又は運営管理業務委託契約それぞれの規定に基づき、契約が解除された場合。

- 2 前項の定めにかかわらず、本基本契約を除く事業契約の全てが終了した日をもって、本基本契約は終了するものとする。ただし、本基本契約の終了後も、前二条及び次条の規定は有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は、本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

第21条 発注者及び受注者は、本基本契約又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下、「秘密情報」という）を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者、受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者及び受注者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意し

た情報

(6) 発注者、受注者が自ら公表した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 発注者と守秘義務契約を締結した発注者のモニタリング業務受託者及び本事業に関する受託者に開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。ただし受注者の営業秘密に該当する場合には、事前に協議を行うものとする。

5 受注者は、本基本契約の履行にあたり、知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、これらを遵守しなければならない。

（個人情報の保護）

第22条 受注者は、本基本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成し又は取得した個人情報（以下、「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。

(2) 本基本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(3) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。

(4) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。

(5) 本基本契約の履行が完了したときは、直ちに個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

(6) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(7) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。

(8) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩し、破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(9) 前各号の規定に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

（管轄裁判所）

第23条 発注者及び受注者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、大阪地方裁判所を第一審とする所属管轄に服することに合意する。

（準拠法及び解釈）

第24条 本基本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 本基本契約及び関連書類、書面による通知は、日本語で作成される。また、本基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

3 本基本契約の変更は、書面にて行うものとする。

（定めのない事項）

第25条 本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議して定めるものとする。

（以下余白）

本基本契約の証として、本書の原本を[]通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和[]年[]月[]日

(発注者)

能勢町
能勢町長 印

(受注者)

(代表企業)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(構成員)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(構成員)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(協力企業)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(運営事業者)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

本事業の概要

1. 本事業の概要

(1) 事業名称

汚水処理施設共同整備事業

(2) 事業実施場所

大阪府豊能郡能勢町下田119-31 (能勢町し尿処理施設)

大阪府豊能郡能勢町下田119-1 (能勢浄化センター)

(3) 事業方式

DBO (Design-Build-Operate) 方式

2. 事業日程

(1) 事業契約 (仮契約) 締結

令和[]年 ([]年) []月[]日

(2) 工事請負契約

事業契約の本契約としての成立日から令和8年 (2026年) 2月末まで

(改造工事期間) 令和6年 (2024年) 3月から令和8年 (2026年) 2月末まで

(3) 運営管理業務委託契約

事業契約の本契約としての成立日から令和22年 (2040年) 3月31日まで

(運営管理委託期間) 令和7年 (2025年) 4月1日から令和22年 (2040年) 3月31日まで

3. 施設の概要

(1) 能勢町し尿処理施設

① 施設規模

19k1/日 (し尿: 8k1/日、浄化槽汚泥 (農業集落排水汚泥含む): 11k1/日)

② 処理方式

【改造前】

水処理方式 : 膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理

汚泥処理方式 : 脱水後場外搬出

【改造後】

水処理方式 : 前脱水+希釈+下水道放流方式

資源化方式 : 汚泥助燃剤化

(2) 能勢浄化センター

① 施設規模

2,430m³/日

② 処理方式

1系: オキシレーションディッチ法+急速ろ過池

2系: 高度処理対応オキシレーションディッチ法+急速ろ過池

以 上